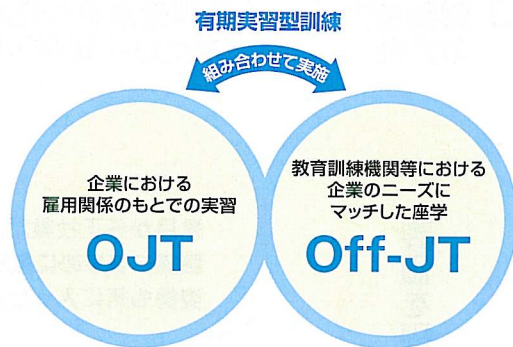


あなたの会社の人材育成・確保に ジョブ・カード制度を活用してみませんか。

ジョブ・カード制度とは

正社員としての経験が少ない求職者などが、ハローワークなどに配置されている登録キャリア・コンサルタントの支援を受けて、企業における実習(OJT)や教育訓練機関等での座学(Off-JT)を組み合わせた実践的な職業訓練を受講し、そこでの能力評価や職務経歴、取得資格などの情報をまとめてジョブ・カードに記載することにより、自らの職業能力を客観的かつ具体的に提示し、求人企業とのマッチングを促進するものです。

ジョブ・カード制度における「有期実習型訓練」では、有期雇用契約(または期間を定めない雇用契約も可)のもとで、求人企業が自社のニーズにマッチした実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた職業訓練を実施します。実施企業は、職業訓練の期間を通じて、求職者の適性を判断したうえで、正社員として継続雇用できますので、必要とする人材の採用に役立ちます。また、一定の要件を満たす場合は、国からの助成金や奨励金を受けられます。



主な助成内容

		中小企業	大企業	
職業訓練	Off-JT	訓練実施に対する助成(事業主が自ら運営するものに限ります)	800円/Off-JT1時間・受講者1人当たり【上限340時間(27万2,000円)】	—
		経費に対する助成率(教材費、外部講師の謝金、外部研修機関に支払う受講料など)	4/5	2/3
		訓練実施中の受講者の賃金に対する助成(注1)	4/5	2/3
	OJT	訓練実施に対する助成(注2)	800円/OJT1時間・受講者1人当たり【上限510時間(40万8,000円)】	600円/OJT1時間・受講者1人当たり【上限510時間(30万6,000円)】
		訓練実施中の受講者の賃金に対する助成(注1)	4/5	2/3
能力評価	評価シートの作成・交付に対する助成額	4,880円(受講者1人当たり)		
ジョブ・カード制度を活用し、雇用型訓練を初めて実施した場合(1回限り)(注3)		20万円	—	

(注1) 賃金に関する助成について、時間数に上限はありませんが、1時間当たりの賃金助成額には、上限が設定されています。

(注2) 訓練期間が6ヵ月超1年以下の場合の上限は680時間です。

(注3) 雇用型訓練とは、有期実習型訓練と実践型人材養成システムのことを指します。

若年者等正規雇用化特別奨励金(有期実習型訓練の場合)

●対象となるケース：有期実習型訓練の修了後に訓練生を正規雇用した場合 ※有期実習型訓練の訓練開始日現在の満年齢が25歳以上40歳未満の方に限ります。

●実施期間：平成21年2月6日～平成24年3月31日

●支給額：中小企業は100万円(大企業は50万円)

●支給申請時期：第1期 中小企業は50万円(大企業は25万円) 正規雇用開始日から6ヵ月経過してから1ヵ月以内に申請
第2期 中小企業は25万円(大企業は12.5万円) 正規雇用開始日から1年6ヵ月経過してから1ヵ月以内に申請
第3期 中小企業は25万円(大企業は12.5万円) 正規雇用開始日から2年6ヵ月経過してから1ヵ月以内に申請

※正規雇用とは、①期間の定めのない雇用であって、②1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度(ただし、30時間以上のものに限り)の労働契約を締結し、雇用されるものをいいます。

※要件の詳細については、最寄りの都道府県労働局、またはハローワークにお問い合わせください。

事業主の皆様への支援措置が拡充されました。この機会に同制度の活用を是非ご検討ください。

お問い合わせ

小松島商工会議所 徳島県地域ジョブ・カードサポートセンター

TEL・FAX 050-2024-4646 または TEL 0885-32-3533

E-mail komacci-jobcard@e-awa.net